

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

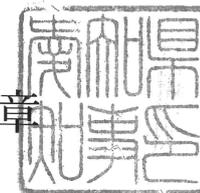
住 所 豊川市白鳥町米田9番地7

氏 名 有限会社 マイニチ  
代表取締役 西川 達予 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 6 (2024) 年 6月11日

許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 6月10日

### 1 事業の範囲

#### (1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 11品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

#### (2) 積替え、保管を含む。

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) ア 所在地

豊川市白鳥町米田 9 番 7

イ 面積

270m<sup>2</sup> (保管面積 19.80m<sup>2</sup>)

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 保管上限

8.20m<sup>3</sup>

オ 高さ

該当なし

(2) ア 所在地

豊川市小田渚町五丁目 21 番 3

イ 面積

264m<sup>2</sup> (保管面積 30m<sup>2</sup>)

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 保管上限

18.20m<sup>3</sup>

オ 高さ

該当なし

(3) ア 所在地

豊川市小田渚町五丁目 5 番 1

イ 面積

915.20m<sup>2</sup> (保管面積 195m<sup>2</sup>)

ウ 産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 保管上限

67.80m<sup>3</sup>

オ 高さ

1.50m

(4) ア 所在地

豊川市小田渕町五丁目23番6

イ 面積

324m<sup>2</sup>（保管面積 187.56m<sup>2</sup>）

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 保管上限

86m<sup>3</sup>

オ 高さ

1.65m

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成11年 6月11日 新規許可

平成16年 6月28日 更新許可

平成21年 7月27日 更新許可

平成26年 6月13日 更新許可

令和 元年 7月22日 更新許可

令和 6年 6月11日 更新許可

令和 8年 2月 5日 書換

5 積替え許可の有無

有 ・  無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無

